

太田市美術館・図書館条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第71号

太田市美術館・図書館条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、太田市美術館・図書館条例（平成28年太田市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 太田市美術館・図書館（以下「美術館・図書館」という。）の開館時間は、午前10時から午後8時まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び日曜日にあつては、午前10時から午後6時まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(観覧時間)

第3条 企画展示室に展示されている、美術作品その他美術に関する資料（以下「美術作品等」という。）の観覧時間は、午前10時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、観覧時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 美術館・図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後にお

いてその日に最も近い休日でない日)

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(遵守事項)

第5条 美術館・図書館を利用する者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外での飲食をしないこと。
- (2) 美術館・図書館の敷地内で喫煙をしないこと。
- (3) 許可を受けないで美術作品等に手を触れないこと。
- (4) 許可を受けないで美術作品等の撮影、模写、模造等を行わないこと。
- (5) 許可を受けないで物品の展示若しくは販売又は広告類の掲示若しくは配布をしないこと。
- (6) 美術館・図書館の施設若しくは設備、美術作品等又は図書、記録その他必要な資料（美術作品等を除く。以下「図書資料」という。）を破損し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (7) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
- (8) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携行しないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、美術館・図書館の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(観覧券の交付)

第6条 市長は、条例第6条の規定による観覧料を納めた者に対し、観覧券を交付するものとする。

(特別観覧)

第7条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、特別観覧許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、これを適当と認めたときは、当該申請をした者に対し、特別観覧許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（視聴覚ホールの利用許可申請）

第8条 条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、視聴覚ホールを利用しようとする日の3月前の月の初日から当該利用しようとする日の前日までに、視聴覚ホール利用許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項に規定する申請期間を変更することができる。

（視聴覚ホール利用許可書の交付）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、これを適当と認めたときは、当該申請をした者に対し、視聴覚ホール利用許可書（様式第4号）を交付するものとする。

（視聴覚ホールの利用期間の制限）

第10条 視聴覚ホールを同一の者が同一の目的で引き続き利用する場合の利用期間は、3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（視聴覚ホールの利用の変更又は取消し）

第11条 条例第9条第1項の許可を受けた者（以下「視聴覚ホールの利用者」という。）は、当該許可を受けた事項等を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、視聴覚ホール利用変更等許可申請書（様式第5号）に視聴覚ホール利用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、これを適当と認めたときは、当該申請をした視聴覚ホール

の利用者に対し、視聴覚ホール利用変更等許可書（様式第6号）を交付するものとする。

（職員の立入り）

第12条 視聴覚ホールの利用者は、当該職員が管理上の必要により視聴覚ホールに入室するときは、これを拒むことができない。

（駐車場の供用時間等）

第13条 駐車場の供用時間は、午前10時から翌日の午前10時までとする。ただし、駐車場に入場できる時間は、休館日を除く日の午前10時から午後8時まで（日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、駐車場の供用時間及び駐車場に入場できる時間を変更することができる。

（駐車できる自動車の種類）

第14条 駐車場を利用できる自動車の種類は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車（側車付2輪自動車以外の2輪自動車を除く。）とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（駐車場の利用方法）

第15条 駐車場を利用する者は、駐車場へ入場する際に、駐車券発行機による駐車券の交付を受けなければならない。

2 駐車場を利用する者は、駐車場から出場しようとするときは、自動料金精算機に駐車券を挿入し、駐車場使用料を精算してから出場しなければならない。

3 美術館・図書館の利用者は、退館の際、美術館・図書館を利用した時間（駐車場のみを利用した時間を除く。）について、駐車券に認証を受けなければならない。

（駐車場使用料の算出）

第16条 駐車場使用料を算出するための駐車時間は、入場時に駐車券に打刻される時刻から出場時に駐車券に打刻される時刻までの時間とする。

(観覧料等の減免)

第17条 条例第16条の規定による観覧料、特別観覧料、視聴覚ホール使用料及び駐車場使用料（以下「観覧料等」という。）の減額又は免除は、次の各号に掲げる観覧料等について行うことができるものとし、その減額する額等については、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市内の高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及びこれらに準ずる学校を含む。次号及び第5号において同じ。）の教育課程に基づく教育活動の一環として、その生徒が企画展示室に展示されている美術作品等を観覧する場合の観覧料 免除
- (2) 小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずる学校を含む。第5号において同じ。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及びこれらに準ずる学校を含む。第5号において同じ。）又は市内の高等学校の教育課程に基づく教育活動の一環として児童又は生徒の引率者が企画展示室に展示されている美術作品等を観覧する場合の観覧料 免除
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳又は厚生労働大臣の定めるところにより交付される療育手帳（様式第7号その1及び様式第8号その1において「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けた者及びその付添人1人が企画展示室に展示されている美術作品等を観覧する場合の観覧料 免除

- (4) 市又は太田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が主催し、又は共催する事業で視聴覚ホールを利用する場合の視聴覚ホール使用料 免除
 - (5) 市内の小学校、中学校又は高等学校の長が、児童又は生徒の教育活動のために視聴覚ホールを利用する場合の視聴覚ホール使用料 免除
 - (6) 市内の社会教育関係団体、文化協会及びその所属団体又は社会福祉関係団体(様式第7号その3及び様式第8号その3において「市内社会教育団体等」という。)が社会教育活動、文化活動等のために視聴覚ホールを利用する場合の視聴覚ホール使用料 5割相当額の減額
 - (7) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認める場合の観覧料等 その都度市長が認める額の減額又は免除
- 2 観覧料等の減額又は免除を受けようとする者は、観覧料等減免申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 3 市長は、前項に規定する申請があった場合において、これを承認したときは、当該申請をした者に対し、観覧料等減免承認書(様式第8号)を交付するものとする。
- (観覧料等の還付)
- 第18条 観覧料等の還付を受けようとする者は、観覧料等還付申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。
- (館内利用)
- 第19条 美術館・図書館が所蔵している図書資料を館内で利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。
- 2 美術館・図書館において特別に保管されている図書資料を利用しようとする者は、当該職員にその旨を申し出るものとする。

(貸出しを受けられる者)

第20条 図書資料の館外貸出し(以下「図書資料の貸出し」という。)を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 県内に居住している者
- (2) 県外に居住している者であって、本市に通勤し、又は通学している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、特別の理由により館長が認めた者

(貸出しの手続)

第21条 図書資料の貸出しを受けようとする者は、前条各号のいずれかに該当する者であることを証明できる書類等を提示するとともに、図書館カード交付申請書を館長に提出し、図書館カードの交付を受けなければならない。

2 前項の規定により図書館カードの交付を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、図書資料の貸出しを受けようとするときは、図書館カードを提示しなければならない。

(貸出数及び貸出期間)

第22条 図書資料の貸出数は5冊以内とし、その貸出期間は2週間以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

(住所等の変更届)

第23条 利用登録者は、住所、氏名等を変更したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(図書館カードの有効期間)

第24条 図書館カードの有効期間は、その交付を受けた日から起算して5年とする。

(利用登録者の責務)

第25条 利用登録者は、図書館カードを紛失し、又は破損したときは、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。この場合において、当該利用登録者は、図書館カード

の再交付を受けることができる。

- 2 図書館カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 第1項の届出を怠り、又は前項に違反したため美術館・図書館に損害を与えた者は、その損害を弁償しなければならない。

(図書館カードの無効等)

第26条 館長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、図書館カードの使用を停止し、又は無効とすることができる。

- (1) 貸出しを受けた図書資料を貸出期間内に返納しなかったとき。
- (2) 事実を偽って図書館カードの交付を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 図書館カードを他人に譲渡し、又は貸与したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が必要と認めるとき。

(貸出しをしない図書資料)

第27条 貸出しをしない図書資料は、次のとおりとする。
ただし、館長が学術研究等のため特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 貴重図書及び参考図書（辞書、辞典、年鑑等）
 - (2) 新聞及び雑誌
 - (3) 官報及び公報類
 - (4) 郷土資料の一部
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、館長が指定した図書資料
- (図書資料の複写)

第28条 図書資料の複写をしようとする者は、図書資料複写申請書（様式第10号）を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 図書資料の複写に要する費用は、当該複写をする者の負担とする。

- 3 図書資料の複写に係る著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する責任は、当該複写をする者が負わなければならない。

(寄贈又は寄託)

第29条 美術館・図書館に美術作品等及び図書資料(以下「資料等」という。)を寄贈又は寄託しようとする者は、資料等寄贈・寄託申出書(様式第11号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、資料等の寄贈又は寄託を受けることを承認するときは、当該申出をした者に対し、資料等受贈・受託書(様式第12号)を交付するものとする。
- 3 資料等の寄贈又は寄託に要する費用は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。
- 4 資料等の寄託期間は、3年とする。ただし、市長が必要と認めるときは、寄託者と協議の上、これを延長し、又は短縮することができる。
- 5 寄託を受けた資料等は、他の資料等と同様の取扱いをする。
- 6 寄託を受けた資料等が災害等の不可抗力により滅失し、又は損傷したときは、市は、その責めを負わないものとする。
- 7 寄託を受けた資料等は、寄託者の要請又は美術館・図書館の都合により、これを返却することができる。

(美術館・図書館運営委員会)

第30条 美術館・図書館運営委員会(以下「運営委員会」という。)の委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 3 運営委員会の会議は、委員長が招集する。

- 4 運営委員会の会議に付すべき事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 美術館・図書館事業に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、美術館・図書館の運営に関すること。
- 5 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 運営委員会の庶務は、美術館・図書館が処理する。
(その他)

第31条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に効力を有する教育委員会が行った処分その他の行為又は現に教育委員会に対してされた申請その他の行為で、この規則の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、市長が行った処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。